

広報かるまい お知らせ版 394号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和3年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税（以下「保険税」と表記）は、国民健康保険（以下「国保」と表記）に加入している方を対象に、病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となるものです。

保険税は世帯ごとに課税され、世帯主がまとめて納めます。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などにに基づき計算します。

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯内に国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得は保険税の算定には含まれませんが、軽減判定の算定には含まれます。

世帯の中で異動（転入、転出、出産、死亡、社保加入など）があった場合には、月割りで再計算し納付書を発送しますので、町民生活課窓口で手続きを行ってください。

転入で国保加入した方については、転入前の市町村に所得照会するため、所得がわかるまで時間がかかることがあります。そのため所得割を除いて納付書が発送されることがあります。この場合は所得が確認できた翌月に、再計算し納付書を再度送付します。

■税額と税率

内訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金
①所得割額 (前年の総所得-基礎控除額43万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額(固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額(1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割(1世帯あたり) ※特定世帯は半額 特定継続世帯(介護を除く)は4分の3の額	23,000円	6,500円	6,500円
小計(①~④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	63万円	19万円	17万円
合計⑧(年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

※年間の保険税額(⑧)÷8回(納付回数)=1回分の納付額
(年金特別徴収の場合は『年間の保険税額(⑧)÷6回(納付回数)=1回分の納付額])です。

※今年度から、合計所得が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が段階的に減少します。

■軽減について

世帯全体の総所得が次の表の基準に該当する場合、保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(28.5万円×国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(52万円×国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

※軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されていますので、申請する必要はありません。

■後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

○特定世帯

75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額(介護分を除く)になります。

○特定継続世帯

特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額(介護分を除く)となります。

※世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは、特定世帯ではなくなります。

■納期限

第1期	令和3年 8月2日	第5期	//	11月30日	
第2期	//	8月31日	第6期	//	12月27日
第3期	//	9月30日	第7期	令和4年 1月31日	
第4期	//	11月1日	第8期	//	2月28日

※国保に加入している方全員が65歳以上75才未満の世帯の世帯主で、かつ年額18万円以上の年金受給者の方は、特別徴収(年金からの引き落としでの納付)の対象となります。

※納付には、安心・簡単・便利な口座振替を利用しましょう。

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

新型コロナウイルスの影響による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルスの影響で収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により保険税が減免される場合があります。

■対象世帯・減免割合

①新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

→全額免除

②新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入等（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）

の減少が見込まれ、次の1.～3.の全てに該当する世帯

1. 主たる生計維持者事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること

2. 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

3. 減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

→右の表1で算出した（ア）対象保険税額に、表2の

（イ）前年の合計所得金額区分に応じた（ウ）減免割合を乗じた額

■減免対象となる保険税

①令和3年度の国民健康保険税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

②令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年度末に資格取得したことなどにより、令和3年4月以降に納期限が設定されているもの

表1

（ア）対象保険税額（ $A \times B \div C$ ）	
A	当該世帯の被保険者全員について算出した保険税額
B	減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少が見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額）
C	世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

表2

（イ）前年の合計所得金額	（ウ）減免の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

■必要書類

○減免申請書

○収入申告書

○添付書類

死亡・重篤な傷病の場合 ⇒ 死亡診断書、医師の診断書など

失業や事業廃止の場合 ⇒ 離職証明書、事業廃止届など

収入減少による申請の場合 ⇒ 前年の確定申告書、売上を確認できる帳簿、給与明細など

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

【長倉 I 遺跡出土品】 岩手県有形文化財指定記念行事について

昨年4月、長倉 I 遺跡出土の縄文時代の優れた土器や土偶、土製品など計440点が、岩手県有形文化財（考古資料）として指定されました。これを記念して下記行事を開催しますので、この機会に鑑賞し、軽米の縄文文化の粋に触れてみてください。



■展示会「長倉の縄文芸術」

県指定のうち普段展示していない資料を含む土器約100点、土偶・土製品約150点等を大公開します。

○会 期 7月10日（土）～10月3日（日）

月・火曜休館（祝日は開館し、翌水曜日休館）

○開館時間 9:30～16:30（入館は16:00まで）

○場 所 軽米町歴史民俗資料館 展示室

○入 館 料 一般：150円 児童生徒学生：70円

■記念講演会

○日 時 7月17日（土） 10:00～11:30頃

○場 所 軽米町農村環境改善センター（役場となり）

○演 題 軽米の縄文文化 ～長倉 I 遺跡出土品の意義

○講 師 盛岡大学名誉教授 熊谷 常正 氏

○受 付 入場無料・要事前予約（先着70名程度）

※コロナ対策のため入場者数を制限します。

前日までに電話でお申し込みください。

寿大学受講生の皆さんへ

今回は第4回講座として行います。前回までに出欠報告をされていない方は、電話でお申し込みください。

■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

広報かるまい お知らせ版 394号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

B & G海洋センター 開館日のお知らせ

今年度も、新型コロナウイルス対策のため、
開館日数・時間を短縮しています。

■開館日 ◎が開館日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22 ◎	23 ◎	24 ◎
25 ◎	26	27 ◎	28 ◎	29 ◎	30 ◎	31 ◎

8月						
日	月	火	水	木	金	土
1 ◎	2	3 ◎	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 ◎
8 ◎	9	10 ◎	11 ◎	12 ◎	13 ◎	14

■利用料金

区分	午前・午後
一般・学生	150円
中学生・高校生	70円
小学生・3歳以上	40円

■開館時間

区分	時間帯	
◎一般利用日	午前	9:30～11:30
	午後	13:30～15:30

※幼児用プールは午後のみ
利用できます。

■利用上の注意

- ①帽子を必ず着用してください。
- ②小学3年生以下は高校生以上の付き添いが必要です。
- ③小学2年生以下は深いプールを利用できません。
- ④遊具を利用する場合は、係員にお知らせください。
- ⑤係員の指示を守ってください。

■新型コロナウイルス対策にご協力ください

- ①自宅で検温し、発熱やせきなどの症状がある場合には利用を遠慮ください。
- ②入館人数を制限する場合があります。
- ③団体・多人数でのご来館はご遠慮ください。
- ④入館時のマスクの着用にご協力ください。
- ⑤水着を着用してくるなどし、更衣室に長時間留まらないようにお願いします。

■問い合わせ 教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

国民健康保険証の更新は8月1日

今年度から、保険証の更新時期が8月に変更となりました。新しい保険証は、7月下旬に普通郵便で世帯主あてに順次郵送します。新しい保険証が手元に届いたら、記載内容（氏名・住所・生年月日など）に誤りがないかをご確認ください。現在使用中の保険証は7月31日まで使用し、8月以降に町民生活課へ返却するか、はさみで細かく切るなどして破棄してください。

新しい保険証は、令和3年6月30日時点で国民健康保険へ加入している方と、7月中に国民健康保険に加入した方に交付します。就職などで保険証の変更があり、国民健康保険脱退の手続きがお済みでない方は、早急に町民生活課で脱退の手続きをお願いします。

※国民健康保険は職場の健康保険と異なり、加入・脱退の届出をご自身で行う必要がありますので、忘れずに届出をお願いします。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

高齢受給者証と保険証が8月から一体化

8月1日から、国民健康保険の高齢受給者証と保険証が一体化します。高齢受給者証とは、負担割合（2割または3割）が記載されており、国民健康保険に加入し、かつ70～74歳までの方全員に交付しているものです。

70～74歳までの方は、新しい保険証が届きましたら、保険証の左上に「岩手県 国民健康保険 被保険者証 兼 高齢受給者証」と記載されていることを確認してください。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

図書館企画展

『夏休み宿題大作戦！』開催

読書感想文の課題図書や工作、自由研究の本を展示・貸出しています。宿題の参考にどうぞ。

■開催期間 8月17日（火）まで

■問い合わせ 町立図書館 ☎46-4333

農地パトロールにご協力を

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて、町内全農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。調査にあたっては、農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局職員が農地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■目的 遊休農地の実態調査、遊休農地の発生防止、
農地の違反転用発生防止

※農地に住宅建築や植林（山林利用） する場合には農地転用許可が必要です

農地（田・畑）に住宅建築や植林をするには、農地法に基づく県知事の農地転用許可が必要です。許可より前に着手してしまうと違反転用となり、原則原状回復しなければなりません。農地を農地以外に使用する場合、事前に農業委員会までご相談ください。

■問い合わせ 農業委員会事務局 ☎46-4739

過疎地域持続的発展計画に関する 意見を募集します

過疎地域持続的発展計画は、人口減少を抑え町の持続的な発展を図るための、基本方針や対策を定める計画です。

町民の皆さんからの意見を募集します。

■意見募集期間（予定） 7月13日（火）～7月26日（月）

■計画案の公開場所

- ①役場1階町民ホール ②小軽米出張所
③晴山出張所 ④町ホームページ

■提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送 〒028-6302 軽米町大字軽米10-85
軽米町総務課企画担当宛
②FAX 0195-46-2335
③メール soumu@town.karumai.iwate.jp
④ホームページフォーム

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

ごみの分別についてのお願い

鉛や水銀などの有害物質を含む製品（電池、小型家電、蛍光灯など）が焼却炉に入ると環境へ影響を与えることも考えられます。このようなごみは、可燃ごみに混入しないようにご協力をお願いします。

また、リチウムイオン電池が使用された製品（電話機、ノートパソコンなど）を処理する際の発火事故が、全国各地で発生しています。不用となったリチウムイオン電池使用製品は、リチウムイオン電池を機器本体と分別して排出されるようお願いいたします。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

特定計量器定期検査のお知らせ

取引・証明などに使用する計量器の検査のため、2年に一度実施されている「特定計量器定期検査」が実施されます。『計量器定期検査通知書』が届いた事業者は、必ず受検しましょう。

■実施日 7月29日（木）

■検査会場・日時

- ①小軽米出張所 9:30～10:15
②晴山出張所 11:00～11:30
③農村環境改善センター 13:00～15:30

■問い合わせ 産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

自衛官候補生を募集中

募集種目① 一般曹候補生

■資格 18歳以上33未満の方
（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）

■受付期間 9月6日（月）まで

■試験期日
1次試験 9月16日～19日のいずれか1日
2次試験 10月9日～24日（1次試験合格者のみ）

■試験会場 後日試験日までにお知らせします。

募集種目② 自衛官候補生

■資格 18歳以上33未満の方
（32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3月に達する翌月の末日現在、33歳に達していない方）

■受付期間 9月6日（月）まで

■試験期日 受付時にお知らせします。

■試験会場 後日試験日までにお知らせします。

■問い合わせ

自衛隊岩手地方協力本部二戸地域事務所 ☎23-2529

定期購入トラブルに注意

「1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていた」という相談が多数寄せられています。詳細な契約内容は、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。注文する際は、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。

困ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

■問い合わせ 二戸消費生活センター ☎23-5800

■相談日時 平日 9:00～16:00

広報かるまい お知らせ版 394号 ③

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

再掲載

軽米町事業者等緊急対策支援金

町は、新型コロナウイルスの拡大により経済的な影響を受けている法人・個人の事業者を対象に、事業の継続を下支えするため緊急対策として支援金を交付します。

個別に案内はしておりませんので、該当すると思われる方は申請書類をご用意のうえご相談ください。

■対象者

町内に事業所のある中小法人事業者、町内に住所のある個人事業者や農林畜産業者

■支援額 1事業者あたり10万円

※複数の店舗や業種を営んでいる場合でも重複支給しません

■交付要件 ①～④の全ての要件を満たしていること

- 令和2年分の確定申告書の事業収入額が、令和元年分の確定申告書の事業収入額より、20%以上減収していること
- 新型コロナウイルス影響を受け、令和3年3月～令和4年2月のいずれかのひと月の売上額が、令和元年同月比で20%以上減少していること
- 令和3年3月～令和4年2月までの期間で②の該当月を含む連続した3ヶ月の売上合計額(B)が、令和元年同期間の売上合計額(A)から10万円以上減少していること

④令和元年以前から事業収入があり、引き続き事業を継続する意思があること。

■受付期間 6月1日(火)～令和4年3月15日(火)

■申請書類

- 軽米町事業者等緊急対策支援金交付申請書(請求書)
- 令和元年と令和2年の2か年分の確定申告書の写し
法人→法人町民税確定申告書
個人→所得税確定申告書又は住民税申告書など
- 前述(A)の各月売上を示した帳簿
(決算書、収支内訳書、事業概況説明書、売上台帳等のいずれかの写し)
- 前述(B)の各月売上を示した帳簿
(売上台帳または販売証明書等の写し)
- 振込先口座の通帳の写し(表紙と見開き2頁目)
- 申請者の公的身分証明書の写し
(写真付きの場合は1点、写真なしの場合は2点)

■提出先・問い合わせ(平日8:30～17:00)

- 中小企業事業者
→産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746
農業経営関係者
→産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

令和4年度採用の町職員を募集

■採用職種・採用人員

採用職種	受験資格	採用人員	職務内容
一般事務	平成4年4月2日から平成16年4月1日に生まれた方	5名以内	一般行政に関する業務等に従事します。
一般事務(民間等経験者向け)	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験を5年以上(令和3年4月末時点)有する方(※)		

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

- ※「民間企業等における職務経験を5年以上(令和3年4月末時点)有する方」について
- 「民間企業等」…民間企業等のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人(財団法人、社団法人、NPO法人等)、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含まれます。
 - 「職務経験」…正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週29時間以上で、1年以上継続して就業した期間が該当します(職務経験が複数ある場合は通算可。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。)。個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。
 - 連続して1か月を超えて勤務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験期間から除きます。

■申込用紙等交付方法 以下のいずれかの方法により交付

- 役場総務課において手交
- 町ホームページ内のリンクからWebフォームにて申請
※Webフォームでの請求は8月11日(水)まで。

■申込期限 8月19日(木)17:15必着

■第1次試験実施日 9月19日(日)

- 受付時間 9:00～9:40
- 試験開始 10:00
- 試験終了 16:00予定

■試験会場 二戸市立福岡中学校(二戸市福岡字下川又22番地1)

※詳細については、町ホームページからご確認ください。

ホームページへは、右のQRコードからアクセスできます。



■問い合わせ 総務課・総務担当 ☎46-4738